

千葉県報

号外
令和8年8月21日

主要目次

告示

○ 令和八年熊本地震による被災者に対する県税の申告等の期限の延長

一

告

示

千葉県告示第四百三十九号

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第八条第一項の規定により、条例又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、自動車税（法第五十七条第一項の規定により課する自動車税に限る。）及び狩猟税を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和八年八月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

都道府県名

指

定

地

熊谷

域 人

熊本県

八代市、宇土市及び宇城市並びに八代郡氷川町

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八